

人事・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

発行：はとり社会保険労務士事務所

〒635-0015 大和高田市幸町3-3-211

TEL/FAX(0745)61-4284 Email:h-chan@leto.eonet.ne.jp

8

2025

要チェック

骨太の方針 2025 を閣議決定 最重点の政策である賃上げ支援をチェック

令和7年6月中旬に「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025」と、それを加味して改訂された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」が閣議決定されました。

これらは、近い将来の政策の方針やその実行のための計画を示すものですが、政府の特集ページやPR資料で最初に紹介されているのは、賃上げ支援（物価上昇を上回る賃上げ）です。その概要を紹介します。

-----骨太の方針 2025 PR 資料～政策ファイル～／賃上げ支援-----

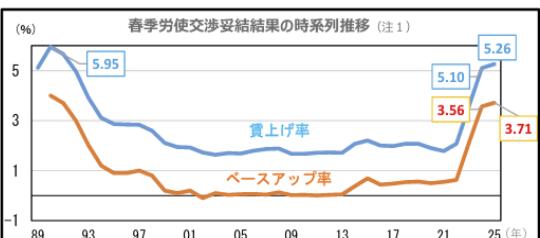
賃上げ支援

- 2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルム（社会通念）として定着させることを目指す。

内閣官房
公正取引委員会
厚生労働省
経済産業省
文部科学省
こども家庭庁

現状

○春季労使交渉は、2年連続で5%を上回る賃上げ率



○最低賃金の全国平均は、昨年1,055円となり、過去最大の引上げ（51円）

**主な取組**

価格転嫁・取引適正化の推進

- 国や地方自治体の契約における価格転嫁
- 不適切な取引に関する指導・助言の体制強化

生産性の向上

- 人手不足の業種における省力化投資の支援
- 2029年度までの5年間で概ね60兆円の生産性向上投資

事業承継・M&A

- 売手（経営者）のニーズ掘り起こし
- 官民のM&A支援機能の強化
- M&Aの資格制導入に向けた検討

人材育成・待遇改善

- リスキリングの促進
- 医療・介護・保育・福祉の公定価格引上げによる待遇改善

最低賃金引上げ

- 適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押し
- 2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施

注1：連合「春季生活闘争回答集計結果」により作成。2025年の賃上げ率及びペア率は、連合「春季生活闘争回答集計結果（第6回）」時点。2015年までのペア率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

注2：厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」により作成。

1

要チェック

令和6年度の精神障害の労災認定件数 初の1,000件超え 原因のトップはパワハラ

厚生労働省から、令和6年度「過労死等の労災補償状況」が公表されました。そのポイントを確認しておきましょう。

-----令和6年度「過労死等の労災補償状況」のポイント-----

●脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

- 請求件数は1,030件で、前年度比7件の増加（うち死亡件数は前年度比8件増の255件）
- 支給決定件数は241件で前年度比25件の増加（うち死亡件数は前年度比9件増の67件）

(次ページへ続く)

●精神障害に関する事案の労災補償状況

- ・請求件数は3,780件で前年度比205件の増加（うち未遂を含む自殺の件数は前年度比10件減の202件）
 - ・支給決定件数は1,055件で前年度比172件の増加（うち未遂を含む自殺の件数は前年度比9件増の88件）
 - ・出来事別の傾向

支給決定件数は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」224件、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」119件、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」108件の順に多い。

★報道では、精神障害に関する事案の支給決定（労災認定）の件数が増加していること（6年連続で過去最高を更新し、初の1,000件超え）や、その原因のトップがパワハラであること、3位にカスハラが入ったことなどが話題になりました。

こうした現状を見ると、「社員がハラスメントを受け、精神障害を発症し、労災認定される」といった事態を未然に防ぐためにも、相談窓口の設置や研修の実施など、ハラスメント対策をしっかり講じておく必要性を改めて感じさせられます。

ハラスメント対策についてご質問があればお気軽にお尋ねください。

重要・要確認

令和7年分の年末調整のための各種様式を公表(国税庁)

令和7年12月に行う年末調整においては、基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正といった令和7年度税制改正による改正規定が適用されます。

この改正に伴い、年末調整関係書類の一部を変更することが国税庁から予告されていましたが、この度、それらの確定版も含め、令和7年分の年末調整のための各種様式が公表されました。

例：代表的な申告書（いわゆる「基・配・特・所」）



★令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等については、今回公表された各種様式を含め、早めにチェックしておこうにしましょう。



8/12

9/1

- 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
 - 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
 - 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）



◆あとがき◆

暑中お見舞い申し上げます。